

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の 一部を改正する省令案の概要

令和 8 年 2 月
水 産 庁

1. 現行制度の概要

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 23 条において、許可省令別表第 4 に掲げる制限又は禁止に違反して大臣許可漁業を営んではならないと規定されているところ、同表の「かつお・まぐろ漁業」の項において、西大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、一定の場合を除いてこれを禁止する旨規定されている。

2. 改正の趣旨・主な内容

- (1) 許可省令別表第 4 に規定されている「くろまぐろ」は、西大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業により採捕される大西洋くろまぐろを指すが、許可省令第 58 条では、大西洋条約海域において採捕される大西洋くろまぐろを限定して「大西洋くろまぐろ」と定義している。そのため、許可省令別表第 4 の対象をより明確化する観点から、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年農林水産省令第 24 号。以下「整備省令」という。令和 7 年 5 月 30 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行。）第 3 条において、同表中に規定されている「くろまぐろ」を「大西洋くろまぐろ」に改める改正を行った。
- (2) また、令和 6 年 11 月の大西洋まぐろ類保存国際委員会第 24 回特別会合において、大西洋条約海域で漁獲されるじんべえざめ及びいとまきえい科の船上保持等を禁止する保存管理措置の発効が合意された。これを担保するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年農林水産省令第 29 号。以下「改正省令」という。令和 7 年 6 月 20 日公布、同年 7 月 1 日施行。）により、許可省令別表第 4 の「かつお・まぐろ漁業」の項新第 18 号及び新第 22 号として、大西洋条約海域におけるじんべえざめ及びいとまきえい科の採捕を禁止する旨の規定が新設されたところ。
- (3) 改正省令による許可省令別表第 4 の「かつお・まぐろ漁業」の項の号ずれを反映するため、整備省令第 3 条の新旧対照表の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 8 年 3 月下旬（公布日施行）

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

農林水産省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和七年農林水産省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

改正後		改正前	
別表第四（第二十三条関係）		別表第四（第二十三条関係）	
大臣許可漁業	制限又は禁止	大臣許可漁業	制限又は禁止
(略)	(略)	(略)	(略)
かつお・まぐろ漁業	<p>一、二十四（略）</p> <p>二十五 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十八号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十六（略）</p> <p>二十七 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の五を超えない場合は、この限りでない。</p>	<p>一、二十四（略）</p> <p>二十五 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十八号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十六（略）</p> <p>二十七 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の五を超えない場合は、この限りでない。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(略)	<p>の百分の五を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>二十八 西大西洋の海域以外の大西洋条約海 域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線 以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐ ろの漁業による大西洋くろまぐろの採捕 は、毎年六月一日から同年十二月三十一日 までの期間内においては、禁止する。</p> <p>二十九・三十 (略)</p>
-----	---

(略)	<p>ない場合は、この限りでない。</p> <p>二十八 西大西洋の海域以外の大西洋条約海 域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線 以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐ ろの漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六 月一日から同年十二月三十一日までの期間 内においては、禁止する。</p> <p>二十九・三十 (略)</p>
-----	--